

公益財団法人郡山市健康振興財団の 保有する情報の公開に関する規程

平成15年1月16日
財団法人郡山市健康
振興財団規程第1号

改正 平成18年3月23日財団規程第1号 平成24年3月27日財団規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）の趣旨に従い、公益財団法人郡山市健康振興財団（以下「財団」という。）の保有する情報、活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定め、財団の公正で開かれた活動の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「文書等」とは、財団の役員、評議員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、役職員が組織的に用いるものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるものを除く。

(財団の責務)

第3条 財団は、この規程の定めるところにより財団の保有する情報を積極的に公開するよう努めるとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この規程の定めるところにより文書等の開示を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(情報公開の方法)

第5条 財団は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第6条 財団は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第51条の方法によるものとする。

(公表)

第7条 財団は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程により公表するものとし、その方法は次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

(書類の事務所備え置き)

第8条 財団は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第9条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表第1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表第1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所および閲覧日時)

第10条 財団の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、財団の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、財団は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第11条 閲覧希望者から別表1に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 閲覧(謄写)申請書(第1号様式)に必要事項の記入を求め、提出を受ける。

(2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、閲覧受付簿(第2号様式)に必要事項を記載し、閲覧に供する。

(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第12条 当協会は、第6条ないし第8条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(開示の申出ができるもの)

第13条 次に掲げるものは、財団に対して、文書等の開示の申出をすることができる。

(1) 市の区域内に住所を有する者

(2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 財団の行う事務又は事業に利害関係を有すると認められるもの

(開示申出請求の手続等)

第14条 前条の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）は、文書等開示申出書（第3号様式）を財団に提出してしなければならない。

2 財団は、文書等開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をしたもの（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、財団は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(文書等の原則開示)

第15条 財団は、開示申出があったときは、開示申出に係る文書等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示するものとする。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が本法人の役職員又は公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（昭和11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（昭和13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は公務員等の所属、職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（財団、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 財団の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 財団及び国等（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 財団又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、財団及び国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる情報

(部分開示)

第16条 財団は、開示申出に係る文書等の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、当該開示申出の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、当該文書等を開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示申出に係る文書等に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情

報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 財団は、開示申出に係る文書等に不開示情報(第15条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該文書等を開示することができる。

(文書等の存否に関する情報)

第18条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、財団は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第19条 財団は、開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨及び開示の実施に関する事項を文書等開示通知書(第4号様式)又は文書等部分開示通知書(第5号様式)により通知しなければならない。

2 財団は、開示申出に係る文書等の全部を開示しないとき(前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書等を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を文書等不開示通知書(第6号様式)により通知しなければならない。

3 財団は、前2項の規定により開示申出に係る文書等の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をするときは、当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該文書等に記録されている情報が第15条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて記載するものとする。

(開示申出に対する決定の期限)

第20条 前条第1項及び第2項の規定による決定(以下「開示等の決定」という。)は、開示申出があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第14条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、財団は、開示申出者に対し、速やかに延長後の期限及び延長の理由を文書等開示決定延長通知書(第7号様式)により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第21条 開示申出に係る文書等が著しく大量であるため、開示申出があった日から30日以内にそのすべてについて開示等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、財団は、開示申出に係る文書等のうち相当の部分につきその期間内に開示等の決定をし、残りの文書等については相当の期間内に開示等の

決定をすれば足りる。この場合において、財団は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、文書等開示決定期間特例適用通知書（第8号様式）により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第22条 開示申出に係る文書等に財団、国等及び開示申出者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、財団は、開示等の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、文書等の開示に係る意見照会書（第9号様式）により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示に先立ち、当該第三者に対し、文書等の開示に係る意見照会書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている文書等を開示しようとする場合であって、当該情報が第15条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている文書等を第17条の規定により開示しようとするとき。

3 財団は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該文書の開示をするときは、開示する旨の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、財団は、開示の決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、文書等を開示する旨の通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（開示の実施）

第23条 文書等の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。

2 財団は、開示申出に係る文書等を開示することにより当該文書等が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条の規定により文書等の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該文書等を複写した物により、当該文書等の開示を行うことができる。

（他の制度による開示の実施との調整）

第24条 財団は、他の法令等により、何人にも開示申出に係る文書等が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして前項の規定を適用する。

(費用負担)

第25条 文書等の開示を受けるものは、実費により、文書等の写しの作成、写しの送付その他開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(異議申出)

第26条 開示申出者は、開示等の決定について不服があるときは、財団に対して異議申出書(第11号様式)により異議の申し出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

2 異議申出は、開示等の決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 財団は、異議申出があったときは、当該文書等の開示について再度の審査のうえ決定しなければならない。

(情報公開の推進)

第27条 財団は、この規程に定める文書等の開示のほか、市民が必要とする情報を迅速かつ容易に得られるよう、財団の保有する情報の公開に関する体制の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(任意開示)

第28条 財団は、第5条各号に掲げるもの以外のものから文書等の開示の申出があったときは、この規程の定めるところによる文書等の開示に準じて当該文書等を開示するよう努めるものとする。

2 第17条の規定は、前項の規定により文書等を開示する場合について準用する。

3 第18条の規定は、第1項の規定により開示の申出をした者には適用しない。

(文書等の管理)

第29条 財団は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等を適正に管理しなければならない。

2 財団は、文書等の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の文書等の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示申出をしようとするものに対する情報の提供等)

第30条 財団は、開示申出をしようとするものが容易かつ的確に開示申出をすることができるよう、当該財団が保有する文書等の特定に資する情報の提供その他開示申出をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第31条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人郡山市健康振興財団の設立の登記の日から施行する。

別表第 1

対 象 書 類 等 の 名 称	保 存 期 間
1 定款	—
2 事業計画、収支予算書	1 年
3 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	1 年
4 事業報告書・附属明細書	5 年
5 計算書類等 (貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書)	5 年
6 財産目録	5 年
7 監査報告書	5 年
8 理事及び監事並びに評議員の名簿 (※1)	5 年
9 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類	—
10 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	—
11 認可、許可等及び登記に関する書類	—
12 評議員会議事録	10年
13 理事会議事録	10年
14 会計帳簿 (※2)	10年
15 その他法令で定める帳簿及び書類	—

※1 理事及び監事並びに評議員の名簿は評議員以外からの開示請求には個人の住所は除外可

※2 評議員及び債権者(裁判所から許可を得た者)